

## 「海上無線通信設備の技術的条件について」

諮詢第 50 号 (平成 2 年 4 月 23 日)

### 1 諒問理由

海上における諸活動において、通信は船舶の運航、漁業、海運諸事業の運営、海難救助、海洋の開発と利用等に大きな役割を果たしている。

一方、近年の高度情報化の流れは海上分野にも及びつつあり、これらの海上無線通信に対する重要が増大してきているとともに一層高度化、多様化してきている。

こうした需要は小型船舶用通信設備、船舶地球局設備、海洋開発に伴うデータ伝送設備等多岐にわたっているが、これらの無線設備の普及及び発展を促進するための技術的条件について、継続的かつ能率的に検討していく必要がある。

以上のことから、海上無線通信設備に関し、周波数の有効利用及び利用者の利便を考慮した技術的条件について諮詢を行うものである。

### 2 答申を希望する事項

用途ごとの海上無線通信設備の技術的条件

### 3 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。